



平成 30 年 11 月 22 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 イ ン タ ー ト レ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 本 一 也
(コード番号：3747 東証第二部)
(URL:https://www.itrade.co.jp)
本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 新 川 一 丁 目 17 番 21 号
問 合 せ 先 管 理 部 門 長 小 笠 原 功 二
電 話 番 号 0 3 - 4 5 4 0 - 3 0 0 2

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所については、下線で示しています。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスクを担当する役員を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、「インタートレードグループ・コンプライアンス・マニュアル」を制定する。

コンプライアンスの推進にあたり、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月 1 回定期的に開催する。また、当社は部署毎に、子会社は子会社毎に責任者を選任し、継続的な教育等を実施する。

以上の施策により、コンプライアンスの重要性の認識に基づく業務運営の確保に努めることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書及び契約書等の重要な意思決定に係る電磁記録を含む文書等の、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理規程及びこれらに関する規程等に従って保存・管理する。また、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できるアクセス手順を整備する。情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき行う。

3. 当社及び当社子会社における損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会において、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処する当社グループの「リスク管理マニュアル」を整備する。

同マニュアルにおいて、リスクに応じた責任部門及び有事の体制を明確にするとともに、内部監査に

よる当社各部門及び各子会社のリスク管理体制について定期的にモニタリングし、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する体制を定める。

4. 当社取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、適時臨時の取締役会を開催し、取締役会の機能強化及び経営効率の向上を目指している。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う上での価値観の統一のため、当社と当社子会社の全取締役及び当社各部門長を中心とするメンバーで経営会議を毎月1回以上開催している。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社各部門及び各子会社の中期経営計画及び各年度予算の立案と全社的な目標を設定し、その進捗と具体的な施策についての報告が行われる。

また、当社及び当社子会社は、社内規程を整備し、各取締役の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため、「グループ会社管理規程」を定め、これを基礎として、グループ会社の管理を行い、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人を設置していないが、監査役が求めた場合には速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととして、取締役からの独立性を確保する。尚、当該使用人の人事については、監査役の事前同意を得るものとする。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び監査役に関する規程に基づいて、当社及び当社子会社の取締役は下記の事項を当社監査役会に報告することとしている。

- (1) 重大な法令、定款違反に関する事項
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (3) 経営状況として重要な事項
- (4) コンプライアンス上重要な事項
- (5) その他経営会議等で決議された重要事項
- (6) その他重要事項

また当社及び当社子会社の使用人等は、上記事項に関する重大な事実を発見した場合は、当社監査役に直接報告することができるものとする。尚、当該報告をしたことを理由として報告者に不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が常時、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議等の重要な会議に参加できる体制を確保する。監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人と情報交換に努め、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保する。また、取締役会は、監査役会との定期的な意見交換を実施する。

以上